牛枝肉取引規格改正の経緯

		等 級							項目			
				半丸重脂 肪					 外 観	肉	質	ロース切開部位
設定	昭和36年10月	5 段階		極上	上	中	並	等外	均称、肉づき	脂肪交雑、肉の色沢、肉のき	めとしまり	第5~10肋骨間
		半丸重量		130	115	95	80		脂肪付着、仕上げ	脂肪の色沢、脂肪の質		2分体にも適用可
設定	昭和38年8月	5 段階		極上	上	中	並	等外	均称、肉づき	脂肪交雑、肉の色沢、肉	のきめとしまり	第5~10肋骨間
		半丸重量		130	115	95	80		脂肪付着、仕上げ	脂肪の色沢、脂肪の質		2分体にも適用可
			「極上」の枝肉重量に例外適用						「極上」の「脂肪付着」、「脂肪交雑」及び「肉の色沢」について規格本文の一部改正			
改正	昭和46年1月	6 段階	特選	極上	上	中	並	等外	均称、肉づき	脂肪交雑、肉の色沢、肉のき	めとしまり	第5~9肋骨間
		半丸重量	130	130	115	100	85		脂肪付着、仕上げ	脂肪の色沢と質		2分体にも適用可
		脂肪交雑	+4以上	+3以上	+2以上	+1以上	+0以上			脂肪判定項目の1本化		
		「脂肪交雑基準」の適用基準及び「特選」等級の追加										
改正	昭和51年8月	6 段階	特選	極上	上	中	並	等外	均称、肉づき	脂肪交雑、肉の色沢、肉の	きめ及び締まり	第5~8肋骨間
		半丸重量	130	130	120	120	100		脂肪付着、仕上げ	脂肪の質及び色沢		2分体にも適用可
		脂肪交雑	+4以上	+3以上	+2以上	+1以上	+0以上			項目名称の一部改正		
改正	昭和54年11月	6 段階	特選	極上	上	中	並	等外	均称、肉づき	脂肪交雑、肉の色沢、肉のき	め及び締まり	第5~6肋骨間原則
		半丸重量	130	130	120	120	100		脂肪付着、仕上げ	脂肪の質及び色沢		第6~7、第5~6肋骨間、2分体にも適用可
		脂肪交雑	+4以上	+3以上	+2以上	+1以上	+0以上					切開部位を「原則」と「例外」に規定
改正	E 昭和63年4月	15段階	步留等網	級 A、E	3、C				歩留等級∶冷と体左半丸	重量、胸最長筋面積、ばらの	厚さ、皮下脂肪の厚さ	第6~7肋骨間切開
									(基準値 72以上: A、69以上72未満: B、69未満: C)		外観上、歩留等級がCであって、かつ、肉質 等級が1に該当すると認められる枝肉は、切 開しなくても差し支えない。	
			肉質等網	級 5、4	1、3、2、	1			肉質等級∶脂肪交雑、肉の色沢、肉の締まり及びきめ、脂肪の色沢と質			
									(BMS 1 ~ 12,	BCS 1~7, BFS 1~7)		
		瑕疵 6区分							瑕疵の種類:シミ、ズル、シコリ、アタリ、カツジョ、その他			

は改正箇所。下線部は改正内容の説明。

昭和63年4月の改正は「抜本改正」のため、改正月欄に を付した。 昭和63年4月以前の「半丸重量」は、各等級における半丸枝肉の最低重量条件である。